

【学生の皆さんへ】令和6年能登半島地震により被災された学生の皆様への経済支援について

令和6年能登半島地震にて被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

1月1日に発生した、石川県能登地方を震源とする地震の影響により、大きな被害を受けた世帯の学生に対して、被災状況に応じて経済支援を実施します。対象に該当し希望される場合は、学生課奨学掛（以下の【問い合わせ先】）までご連絡ください。

（１）支援対象者

災害救助適用地域の被災学生のうち、次の2点すべてに該当する者に対し、被災状況に応じて授業料免除の支援を行います。※独立生計者は、持ち家の場合のみ対象となります。

- ① 令和6年1月1日以降発生した地震等において、学生または学資を主として負担する方（以下、「学資負担者」という。）が災害救助法適用地域に居住し、罹災した事実を公的証明書（罹災証明書）等により証明可能な学生

災害救助法適用地域（JASSO ホームページ参照）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

- ② 以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生

○学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○学生または学資負担者の居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」等したりするなど若しくはそれに準ずる被害を受けた場合

※以下に挙げている支援策については、対象者の範囲や申請書類が異なる為、詳細は以下の項目ごとのURL等よりご確認ください。

（２）申請書類

次に挙げている「Ⅰ．本学独自の経済支援について」1～4の支援策については、申請書類が必ず必要となります。

「Ⅱ．日本学生支援機構（JASSO）により実施している経済支援について」については、当該支援ごとに掲載しているURLより申請資格、申請方法等を確認いただき、申請期限までに手続きを進めてください。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ・死亡または行方不明を証明する書類 | ：死亡診断書（火葬許可証）等のコピー |
| または | |
| ・災害により被災を受けたことを証明する書類 | ：罹災証明書等のコピー |

※支援策の種類や対象者により、提出書類が異なるため、詳細は以下URL等によりご確認ください、

ご不明点等ありましたら、学生課奨学掛（以下の【問い合わせ先】）までご連絡ください。

※その他必要書類を求める場合があります。

（３）申請先

京都大学教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町吉田キャンパス本部構内 総合研究10号館1F

電話番号：075-753-2536

メールアドレス：840keizai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

窓口開室時間：平日9時～17時（土日祝日閉室）

I. 本学独自の経済支援について

今回の災害救助法適用地域での災害により、学資負担者が死亡または行方不明となった場合や、学生または学資負担者が居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」等したりするなど若しくはそれに準ずる被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした場合、以下4点の支援を実施します（但し条件があります）。

なお、支援1～3についてはいずれも重複して支援を受けることが可能です。

◆申請期限：当該事由発生日より原則3ヶ月以内（支援1～3）

3カ月以内の期限として設定しておりますが、例え罹災証明書の発行手続き中であっても、申請は受け付けますので、支援対象に該当すると判断された場合は、実態把握のため、早期の申請若しくは連絡をしてください。

1. 京都大学基金緊急支援一時金

- ・給付額：一時金25万円

参考 URL：<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/sonota>

2. 修学支援金

- ・給付額：一時金10万円
- ・備考：上記、「1. 京都大学基金緊急支援一時金」の追加支援として、10万円をプラスで支援します。ご不明点ありましたら、P3の下段に記載しております、【問い合わせ先】まで、ご連絡ください。

3. 令和5年後期授業料免除

- ・免除額：後期授業料の全額もしくは半額を免除
※既に後期の授業料免除の結果が、「全額免除」となっている場合は対象とはなりません。また、授業料免除結果が半額免除である場合は、その差額分を補填することとなります。
- ・備考：上記、「1. 京都大学基金緊急支援一時金」の基準に準ずるものとしますが、ご不明点ありましたら、P3の下段に記載しております、【問い合わせ先】まで、ご連絡ください。

4. 令和6年度授業料免除（新入生含む）

- ・令和6年度の授業料・入学料の納付が困難な場合は、通常の授業料・入学料免除により、被災状況に応じて授業料・入学料の全額もしくは半額を免除する場合があります。
- ・申請は令和6年3月から開始予定です。詳細については、京都大学ホームページでお知らせします。

Ⅱ. 日本学生支援機構（JASSO）により実施している経済支援について

日本学生支援機構（JASSO）による支援については、以下に掲載している URL より申請資格・申請方法等確認いただき、申請期限までに手続きをすすめてください。

ご不明点等ありましたら、学生課奨学掛（以下の【問い合わせ先】）までご連絡ください。

1. （給付）家計急変採用（給付奨学金）（学部学生のみ）

学資負担者が被災し、かつ一定の要件を満たした場合において、給付奨学金を希望する学部学生について、家計急変採用で、該当者全員の推薦を随時受け付けます（但し、当該事由発生日より原則3カ月以内）。

参考 URL : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

2. （貸与）緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）

- ・奨学金貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者全員の推薦を随時受け付けます。

参考 URL : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

3. 災害支援金

- ・今回の災害により、学生または学資負担者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上したりするなどの被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした場合、JASSO から支援金（10 万円）の支給を行います。
- ・申請期限：災害がおきた日の次の月から数えて、6 カ月以内

（例）「令和6年1月1日の震災により被災（半壊）した場合」：令和6年7月31日（消印有効）。

参考 URL : <https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

【問い合わせ先】

京都大学教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町吉田キャンパス本部構内 総合研究 10 号館 1F

電話番号：075-753-2536

メールアドレス：840keizai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

窓口開室時間：平日 9 時～17 時（土日祝日閉室）